

「サービスの提供に要する費用」徴収額（月額）

平成28年4月1日改定

対象収入による階層区分		費用徴収額 (月 額)
1	1,500,000円以下	10,000円
2	1,500,001円 ~ 1,600,000円	13,000円
3	1,600,001円 ~ 1,700,000円	16,000円
4	1,700,001円 ~ 1,800,000円	19,000円
5	1,800,001円 ~ 1,900,000円	22,000円
6	1,900,001円 ~ 2,000,000円	25,000円
7	2,000,001円 ~ 2,100,000円	30,000円
8	2,100,001円 ~ 2,200,000円	35,000円
9	2,200,001円 ~ 2,300,000円	40,000円
10	2,300,001円 ~ 2,400,000円	45,000円
11	2,400,001円 ~ 2,500,000円	50,000円
12	2,500,001円 ~ 2,600,000円	57,000円
13	2,600,001円 ~ 2,700,000円	64,000円
14	2,700,001円 ~ 2,800,000円	71,000円
15	2,800,001円 ~ 2,900,000円	78,000円
16	2,900,001円 ~ 3,000,000円	85,000円
17	3,000,001円 ~ 3,100,000円	92,000円
18	3,100,001円以上	全額（134,200円）

※平成20年5月30日付（老発第0530003号）厚生労働省老健局通知
 サービスの提供に要する基本額（月額）134,200円
 （単独設置：20名・介護職員あり・地域区分6/100）
 平成28年4月1日地域区分変更 4/100→6/100